

若年女性の起業支援事業企画運営業務委託仕様書

1 業務名

若年女性の起業支援事業企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月10日（火）まで

3 業務の趣旨・目的

子育て世代の女性は、仕事と家事・育児との両立が必要なことも多く、一般的な就職活動を行いにくい上、選択肢が限られている。こうした女性にきめ細かにアプローチすることで、子育て世代の女性が自分のライフスタイルに合った就労や、思い描くキャリアパスが途切れることがないよう支援する。具体的には、起業が家庭との両立を可能とする働き方の選択肢の一つとなるよう、「セミナー」、「伴走型支援」及び「交流会」を行うものとする。

なお、本事業における対象者については、年齢を限定せず、起業に関心のある女性（グループの参加も可）とする。

4 委託する業務内容

（1）セミナーの企画運営業務

①実施内容

本事業は、起業希望者をはじめ、起業に少しでも興味・関心を持つ潜在的起業希望者を幅広く対象とし、起業の基礎知識から段階的なセミナーを通じて、その第一歩を支援する。

（ア）起業希望者掘り起こしのためのセミナー（全2回）

- ・企業への就職だけでなく、起業という働き方の選択肢があることを、県民向けに提案する内容にすること。
- ・起業に興味がある、起業するには何から始めればいいのか分からない、アイデア段階の潜在的起業希望者を対象とすること。
- ・同内容で、平日・土日に各1回開催し、同一会場とする必要はない。

（イ）起業希望者を対象とした段階的なセミナー（1回当たり半日又は1日の実施で全3～6回）

- ・（ア）のセミナー終了後に希望者を募り、選考の上、基礎から実践編まで段階的なセミナーを実施すること。

（ウ）（ア）・（イ）における共通事項

- ・各セミナーの内容については、伴走型支援の総括コーディネーターが把握しておくこと。

②実施時期及び実施方法

（ア）開催時期：令和8年（2026年）8～12月

（イ）開催場所

- ・ 起業希望者掘り起こしのためのセミナー：熊本市内又は近郊
- ・ 起業希望者を対象とした段階的なセミナー：県庁、パレア又は受託者が準備する会場を想定

- ・ 交通アクセスが良い場所にすること

(ウ) 参加人数及び参加者

- ・ 起業希望者掘り起こしのためのセミナー：各回50名程度
- ・ 起業希望者を対象とした段階的なセミナー：20名程度
- ・ 県内の様々な女性に、県内全域から参加していただくため、一般参加者の募集及び申込み受付を行うこと。

(エ) 開催方法

- ・ 集合形式とし、原則、①(イ)の段階的なセミナーの受講者は全日参加とすること。
- ・ 各回テキストを作成、配布し、それに基づいてセミナーを実施すること。
- ・ 当日参加が困難な受講者には、後日テキストを送付すること。

③その他

- (ア) 本事業について、より多くの県民が開催を知り、潜在的起業希望者が参加できるよう参加者募集チラシを作成、印刷し、事業を周知すること。
- (イ) インスタグラムなどのSNS又はその他のツールによる、無料でできる効果的な本事業の周知方法を提案し、実施すること。
- (ウ) セミナーテキスト及びチラシは、原則電子データでも納品すること。

(2) 伴走型支援の企画運営業務

①実施内容

セミナー受講者一人一人に対して起業に向けた伴走型の支援を行うため、(1)のセミナーと並行しながら、伴走型支援を個別に受けられる環境を整備し、総括コーディネーター又は専門アドバイザーによる指導助言を行う。

②実施時期及び実施方法

(ア) 実施時期及び時間

- ・ 令和8年(2026年)9月～(6カ月を想定)
- ・ 受講者一人(グループ)当たり毎月3時間を目安に利用ができるようにすること。
- ・ 土日も開催するなど、曜日や時間も考慮すること。

(イ) 開催場所：パレア会議室又は受託者が準備する会場

- ・ 交通アクセスが良い場所にすること
- ・ オンライン相談が可能(ネット環境が良好等)な場所にすること

(ウ) 参加人数及び参加者：20名程度

- (1) ①(イ)の段階的なセミナー受講者20名程度を対象とする。

(エ) 開催方法

- ・ 原則個別相談とし、受講者の希望によりグループの相談にも対応すること。
- ・ 原則対面での相談とすること。

- ・受講者の希望によりオンライン相談を可能とすること。
- ・総括コーディネーター1名を選定すること。
※総括コーディネーターは、(1)のセミナーにも参加する。
- ・受講者の進捗、希望に沿った専門アドバイザーによる相談を実施すること。

(3) 起業希望者や先輩起業家のネットワーク構築（交流会）企画運営事務

①実施内容

先輩起業家や起業を志す者が相互に支え合うためのネットワーク構築を目的に、令和7年度事業修了者（1期生）の交流会を実施する。また、伴走型支援後に今年度修了者（2期生）の成果発表会に合わせて1期生も参加できる交流会を開催し、修了者同士のつながりをさらに深める機会にする。

②実施時期及び実施方法

(ア) 実施時期及び時間

(a) 交流会

- ・委託契約締結の日から令和9年（2027年）2月28日までの間に、(b)成果発表会時の交流会を含め2回以上（6時間）開催とする。

(b) 成果発表会

- ・(2) 伴走型支援終了時
- ・3時間

(イ) 開催場所

県庁、パレオ又は受託者が準備する会場を想定

(ウ) 参加者の想定

- ・1期生19名、2期生20名（予定）
- ・交流会での講話、ファシリテーターを務める講師5名
- ・交流会でアドバイスを述べる先輩起業家6名
- ・関係者（伴走型支援総括コーディネーター、専門アドバイザー、セミナー講師等）
- ・事務局

(エ) 開催方法

- ・集合形式とすること。

(4) 本事業全体を通じた調整・運営

- ① 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- ② 受託者は、県と協議の上、事業を実施すること。
- ③ 本事業全体のスケジュールとプログラム等を作成すること。
※作成したスケジュールとプログラム等は県等と共有すること。
- ④ セミナーの名称や伴走型支援の名称は、対象者に分かりやすいものを作成すること。
- ⑤ 原則、事前の打合せやリハーサル、会場予約・調整・設営を行うこと。
- ⑥ セミナー、交流会については、当日の受付、参加者の案内、進行、記録、その他運

営（会場の設営、撤収）を行うこと。

- ⑦ 本事業に携わるスタッフの教育を怠らず、事前にスタッフの配置等をしっかり把握しておくこと。
- ⑧ 事業ごとに写真及び記録映像撮影を行うこと。（内部記録及び広報誌等掲載用）
- ⑨ 受講者アンケートの作成、実施、集計を行うこと。
- ⑩ 託児等、子育て世代の女性も参加しやすいよう配慮を行うこと。

6 業務終了後の提出書類

受託者は、委託期間満了日までに、以下（１）～（４）を県に提出し、検査を受けること。

- （１）業務完了報告書 １部
- （２）以下の内容を含む実績報告書（フルカラー） １部
 - ・業務の内容（実施期日、各プログラムの概要等）
 - ・業務の成果（具体的な数字、画像を盛り込むこと）
 - ・アンケート結果
 - ・業務に係る成果物（各種チラシ、パンフレット、写真等）
 - ・その他委託者が指示するもの
- （３）実績報告書の電子データ（容易に編集可能なもの）
- （４）本委託事業の記録映像を収めたDVD（伴走型支援の個別内容の記録は不要）

7 委託料の支払い

委託料は、県において履行完了を確認した後、受託者の請求に基づき支払う。

8 留意事項

- （１）受託者は、事業の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを十分行い、その助言及び指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- （２）受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- （３）受託者は、本業務に関わる者に対し、安全衛生及びその他業務に必要な事項についての指導、教育を徹底する。
- （４）受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県や関係者により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じる。
- （５）受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- （６）本業務を通じて取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に取り扱うこと。
- （７）本業務の履行に当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令を遵守すること。
- （８）本業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- （９）受託者は、県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務

を負わせてはならない。

- (10) 受託者は、委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (11) 本事業への参加は原則無料とする。
- (12) 本業務に係る経費は、本仕様書において特別県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (13) 本業務の遂行に当たっては、他の業務と明確に区分した経理処理等を行い、収支の内容を証する書類を装備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。
- (14) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (15) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。